

はじめてみましょう！みんなの

地域猫活動

登録地域
募集！

横浜市は地域猫活動支援事業を通じて地域猫活動を推進しています

地域猫活動ってなに？

地域住民及びボランティアの皆さん、区役所等の行政機関がそれぞれの役割のもと、三者が協働して地域の飼い主のいない猫によるトラブルを解決するための方法の一つです。猫の不妊去勢手術を行ない、さらに地域でルールを作って「地域猫」として飼育管理したり、新しい飼い主を探したりする活動により、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

地域猫活動支援事業ってどんな事業？

地域猫活動のこんなお悩みに・・・

- ✓ 何からはじめていいのかわからない
- ✓ 地域のルールはどうやって作るの？
- ✓ 活動をどう説明して良いかわからない
- ✓ 猫の捕まえ方がわからない
- ✓ 手術をお願いできる病院がない



お力になります!!

- ルール作り等、活動開始をサポートします。
- 説明のための資料作成等をサポートします。

さらに登録条件(裏面に掲載)を満たして手術等支援対象活動組織に登録すると・・・

- 不妊去勢手術のための捕獲をサポート※します。
- 不妊去勢手術を動物愛護センターで実施(無料)します。

※捕獲オリの貸出しの他、捕獲講習を実施します。

まずは、お住まいの区的生活衛生課へご相談ください。

お問い合わせ

各区福祉保健センター生活衛生課

横浜市動物愛護センター

TEL：471-2111 FAX：471-2133

横浜市地域猫活動支援事業実施要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、(中略)猫に関わるトラブルを地域の環境問題としてとらえ、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することで、トラブルを減少させ、市民の快適な生活を推進することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は地域猫活動をこれから行おうとする又は既に取り組んでいるが支援を必要とする活動者及び活動組織を対象とする。ただし、動物愛護センターが行う猫の捕獲及び不妊去勢手術に関する支援は、第5条に定める登録を行った活動組織に限るものとする。

(行政の役割)

第4条 各区の福祉保健センター生活衛生課(以下「区生活衛生課」という。)は、第2条に定める事業の対象が地域猫活動を円滑に行えるよう必要な支援を行う。

2 動物愛護センターは、区生活衛生課と連携して、地域猫活動の考え方の周知に努めるとともに、地域猫活動を進める上で必要となる猫の捕獲支援及び不妊去勢手術(以下「手術等」という。)を行う。

(手術等支援対象活動組織の登録)

第5条 この要綱に基づき、動物愛護センターが行う猫の手術等の支援を受けようとする活動組織は、手術等支援対象活動組織登録申請書(様式1)に別表1で定める書類を添えて、区生活衛生課を通じて動物愛護センター長に申請しなければならない。

(動物愛護センターでの手術)

第10条 手術等支援対象活動組織は、当該活動組織が管理する猫に動物愛護センターで不妊去勢手術を受けさせようとするときは、事前に動物愛護センター長と調整し、対象となる猫を区生活衛生課又は動物愛護センターに搬入するものとする。

2 手術等支援対象活動組織は、不妊去勢手術の実施後(都合により手術未実施の場合も含む。)、速やかに当該猫を区生活衛生課又は動物愛護センターにおいて受け取り、元の活動地域に戻すこと。

手術等支援対象活動組織への登録条件

- (1) 地域住民3名以上の活動組織又はグループを構成していること。
ただし、親族のみ又は同一世帯の者のみで構成される活動組織又はグループを除く。
- (2) 「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」の趣旨に沿った活動ルール、計画書を作成し、それに基づいた活動を目指し、その活動内容等について地域へのお知らせが行われていること。
- (3) 活動地域が明確で、その地域の代表者が活動者から活動内容の説明を受け、それを理解したうえで地域猫活動を目指していくことに対して、特段の反対がないこと。

手術等支援対象活動組織の登録に必要な提出書類

- ✓ 手術等支援対象活動組織登録申請書
- ✓ 地域猫活動実施計画書
- ✓ 活動組織又はグループの名簿(氏名・住所・電話番号)
- ✓ 活動場所(猫の管理を行なう場所)を含む活動地域を表す資料(地図等)
- ✓ 活動の対象とする猫のリスト(※可能な限り写真を添付)
- ✓ その他、動物愛護センター長が必要と認める書類